

写

給実甲第1156号

平成24年4月13日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成24年4月13日以降は、これによってください。

記

規則第2条関係の前に給与法第12条の2関係として次のように加える。

給与法第12条の2関係

1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第12条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（以下この項及び次項において「異動等」という。）に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。

2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。

一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住

宅までの距離が 60 キロメートル未満の範囲をいう。) 内に所在する住宅に転居する職員

二 規則第 5 条関係第 4 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げる事情があると認められる職員 (前号に掲げる職員を除く。)

規則第 2 条関係第 2 項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「給与特例法適用職員等」を「給与法第 11 条の 7 第 3 項に規定する給与特例法適用職員等 (以下「給与特例法適用職員等」という。)」に改め、「この号」の次に「及び次号」を加え、同号を同項第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転 (検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。

以下この号並びに規則第 3 条関係第 2 項第 1 号及び第 2 号において「異動等」という。) の前日までに住宅 (職員が当該異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。) を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第 2 条第 4 号に該当する場合を除く。

規則第 2 条関係第 2 項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「在学している子」の次に「及び前号に規定する子」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

二 配偶者が児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 7 条第 1 項に規定する認定こども園 (以下「保育所等」という。) に在所

している満3歳以上の同居の子を養育すること。

規則第3条関係第2項第1号中「場合（）」の次に「通勤のため自動車を使用することを常例とする場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の住居又は配偶者の住居から」を加え、同項第2号イ中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「異動等」という。）」を「異動等」に改める。

規則第5条関係第1項中「規則第2条関係第2項第5号の官署」を「規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署」に、「規則第3条関係第2項第2号の異動等」を「規則第2条関係第2項第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等」に、「規則第2条関係第2項第5号及び規則第3条関係第2項第2号」を「規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号」に改める。

規則第5条関係第3項第1号中「満18歳」を「満3歳以上の子であって満18歳」に、「子」を「もの」に改め、「在学」の次に「し、又は保育所等に在所」を加える。

規則第5条関係第4項第1号中「第6号」を「第10号」に改め、同項第2号中「又は転学する」を「、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する満3歳以上の」に改め、「旧勤務地住宅に」を削り、「転居」の次に「（所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。）」を加える。

規則第5条関係第4項第8号を同項第11号とし、同項第6号中「職員（所在する地域を異にする3以上の官署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員に限る。）」を「転々異動職員」に、「当該官署」を「かつて在勤していた官署」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号中「官署を異にする異動又

は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合又は交流採用された場合の当該復帰又は交流採用を含む。以下「異動等」という。）」を「異動等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第4号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

七 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。

八 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

規則第5条関係第4項第3号中「するため、」を「するため」に改め、「転居する子」の次に「及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する満3歳以上の子」を加え、同号の次に次の1号を加える。

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は給与特例法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した場合又は交流採用された場合の当該復帰又は交流採用を含む。以下「異動等」という。）の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

規則第5条関係第5項第1号中「満18歳」を「満3歳以上の子であって満18歳」に、「子」を「もの」に、「又は転学」を「若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所」に改め、「旧勤務地住宅に」を削り、「転居」の

次に「(転々異動職員以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)  
」を加える。

規則第5条関係第6項第2号中「第4項第5号」を「第4項第4号」に改める。

規則第8条関係第4項中「規則第2条関係第2項第6号」を「規則第2条関係  
第2項第8号」に、「第4項第8号」を「第4項第11号」に改める。

以上